

熊本県行政文書管理規程の一部改正に関する報告について

1 改正の背景・理由

組織改編に伴い、関係規程を整備したもの。

2 内 容

- (1) 組織改編に伴い、各種記載内容の変更を要したもの。
 - ・ 球磨地域振興局の「総務振興課」が「復興・地域振興課」と「総務課」に分かれたことに伴い、「総務振興課長」の記載が「総務課長」に変更となった。

- (2) 組織改編に伴い、公文書に付す記号に係る規定の整備を要したもの。
 - ・ 本庁の組織改編
 - ・ 県央広域本部の組織改編
 - ・ 宇城地域振興局の組織改編
 - ・ 球磨地域振興局の組織改編
 - ・ 熊本県博物館ネットワークセンターの組織改編（過去の未修正分）

※詳細は別添「新旧対照表」のとおり。

- (3) 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。